

「全体についての消防計画」作成要領

※作成上の注意

記載の内容については、消防計画を作成する防火対象物の実情に応じて記載してください。下記の○囲み数字部分は消防計画中の記載部分を表示しています。

- ① 防火対象物（施設、建物）の名称を記入。
- ② 協議の方法を記入。（例：協議会を設置する）
- ③ 電気を使用する設備全般について記入。（例：変電室）
- ④ 危険物製造所等について記入。
- ⑤ 火を使用する設備全般について記入。（例：給湯設備）
- ⑥ 設置されている消防用設備等を記入。

3の「自衛消防組織と任務分担」については、全従業員を各班に振り分け、いずれかの任務を与えるよう自衛消防組織を編成してください。火災発生時の任務の項目は、防火対象物の実情に応じて項目に追加がある場合は記入、また火災発生時の任務項目に該当しない部分あれば、項目を削除してください。

- ⑦ 避難経路図については避難経路を 赤 で記入した建物平面図を提出。
- ⑧ 設置している消防用設備名（例：自動火災報知設備、誘導灯）を記入。
- ⑨ 点検保守契約を結んでいる業者名を記入。契約を結んでいない場合は未契約と記入。
- ⑩ 特定防火対象物は1年に1回、非特定防火対象物は3年に1回と記入。

※消防法施行令別表第1の（1）項から（4）項まで、（5）項イ、（6）項、（9）項イ、（16）項イ（16）項の2及び（16）項の3は特定防火対象物、その他は非特定防火対象物。

8の地震対策において非常用物品等を準備している場合は物品表と備蓄場所を記載しておくこと。

- ⑪ 防火管理業務の一部を委託している場合は契約会社名、電話番号を記入。
- ⑫ その他の部分については、消防計画を作成する防火対象物で記入事項があれば記入。

問合せ先

伊万里消防署	建築調査係	23-2118
伊万里消防署	東分署	29-2119
伊万里消防署	西分署	28-2119
伊万里消防署	北分署	27-2119
有田消防署	建築調査係	42-2671